

## 発表レジュメ

- ・ 太陽光発電問題連絡会について
- ・ 多くのメガソーラーに共通している問題点
  - 大規模な森林伐採により環境への影響が大きい
  - 保水力の低下に伴い下流域では水害や土石流の危険性が高まる
  - 計画地の下では湧水や地下水を水道水源として利用している場合が多く影響がある
  - 発電した電気は近くでは使用されず、遠くの大消費地まで送電される（送電ロス大）
- ・ 諏訪市四賀ソーラー事業の概要
- ・ 現場の状況
  - 標高約1250m～1520m
  - 計画地内の湿原は県のレッドデータリストに高層湿原植生のミズゴケ群落として登録されている。（環境省の特定植物群落にも指定）
  - 茅野市横河川
- ・ 諏訪市四賀ソーラー事業の問題点
  - 大規模な森林伐採（伐採面積 99.4ha）
  - 開発により下流域で水害や土砂災害の危険性が高まる
  - 湿地帯への影響
  - 調整池の工法に心配が残る
  - 河道内への調整池設置
    - 米作りへの影響（米沢米としてブランド化）
    - 上川への影響
    - 諏訪湖への影響
  - 水源への影響
    - 大清水湧水（茅野市の水道水源）
      - 湧水量→16,000<sup>ト</sup>／日
      - 茅野市の1/4の世帯に供給（茅野市最大の水道水源）
    - 南沢水源（諏訪市の水道水源）
      - 湧水量→1,123<sup>ト</sup>／日
      - 諏訪市の5%の世帯に供給
    - 諏訪五蔵の水源
      - 各酒蔵ごとに地下水を汲み上げ醸造用の仕込み水として使用している
  - 近くでは使われない電気
- ・ 土地（入会地）の問題
  - 計画地の所有者
    - 個人250名の共有地（山林）
    - 上桑原農業協同組合（山林135ha）
    - 上桑原山林組合（原野）
  - 農業協同組合法
  - 牧野組合の歴史

・ 太陽光発電における制度的な問題点

FIT制度の欠陥

申請時の買取価格が維持されていた。（2017年4月改正）

50KW以下に分割して申請することが認められていた。（2014年4月から禁止）

全量買取制度の問題

FIT法の導入が太陽光バブルを誘発

お金の流れ

電気消費者から徴収された再エネ賦課金

→東京などの事業者・海外を含む投資家へ

標準家庭の一ヶ月の賦課金額（電力使用量が300kWh）

2016年→675円（2.25円/1kwh 買取費用2兆3000億円）

2017年→792円（2.26円/1kwh 買取費用2兆7045億円）

2018年→870円（2.90円/1kWh 買取費用3兆1000億円になると想定）

2030年→このままいくと買取費用が4兆円になると試算

電力多消費事業者に対しては賦課金の8割が減免

電気の流れ

地方から→都市へ

再生可能エネルギーは地域資源のはず

→自家消費→余剰分を地域の電力に

太陽光発電の普及が地方の自然環境を破壊

→原発の仕組みと同じ

・ 住民運動について

米沢地区Loopソーラー対策協議会

横河川から取水している水利権者（慣行水利権者）

諏訪湖漁業協同組合

諏訪東部漁業協同組合

諏訪市の造り酒屋5店（諏訪五蔵）

・ 太陽光発電に関する長野県の対応

環境影響評価

2016年1月よりアセスの対象（全国初）

敷地面積50ha以上（森林は20ha以上）

2016年10月、環境配慮書手続きが追加。（計画段階で事業方法を選択）

景観規則

2016年12月より届出事業対象に追加

一般地域1,000㎡以上、重点地域20㎡以上

林地開発許可

2016年4月改正

影響を受ける可能性のある住民への説明内容とその結果についての報告書（説明結果概要書）に住民のサインが必要となる。（地元同意書）

地元の合意を得てから申請するよう指導

流域開発に伴う防災調節池等技術基準

2015年9月改定

開発区域10ha以上は、治水安全度1/50確率以上で調整池の容量を確保するよう変更

市町村対応マニュアル

2016年6月策定（景観規則改訂に伴い平成29年2月改訂）

説明会の開催・地元住民との合意形成・届出段階での看板設置など